

「プラットフォームサービス研究会 第三次とりまとめ(案)」への意見

2024年1月17日
一般社団法人新経済連盟

第1部 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策について	
第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律	
(該当箇所) このような課題に対し、プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務を踏まえ、法制上の手当を含め、プラットフォーム事業者に対して以下の具体的措置を求めることが適当である。	(意見) 誹謗中傷等に関して、一定の措置を講じること自体を否定するものではないが、当該項目に記載された措置の中には、必ずしも法制上の規制的措置がなじまないものと考えられるものも含まれる。 どのような法制上の措置とするかという検討の前に、そもそも法制上の措置が必要なのか、立法事実を緻密に検討した上で、法制上の措置や規制的措置がなじまないものや必要性が必ずしも高くないものについては、事業者の自主的な取組を促す形での対応策も含め、柔軟に検討すべきである。
1 措置申請窓口の明示	
(該当箇所) このため、プラットフォーム事業者に、削除申請の窓口や手続の整備を求めることが適当である。その際、被害者等が削除の申請等を行うに当たって、日本語で受け付けられるようにすること(申請等の理由を十分に説明できるようにすることを含む。)や、申請等の窓口の所在を明確かつ分かりやすく示すこと等、申請方法が申請者に過重な負担を課するものとならないようにすることが適当である。	(意見) 「申請等の窓口の所在を明確かつ分かりやすく示す」ことを、法制上の措置として義務付けることを念頭に置いていると考えられるが、法的に義務付けるのであれば、「明確かつ分かりやすく示す」とは、どのような意味か、事業者のどのような行為により法的義務を果たしたことになるのか、明確にすべき。
3 運用体制の整備	
(該当箇所)	(意見)

<p>プラットフォーム事業者は、自身が提供するサービスの特性を踏まえつつ、我が国の文化・社会的背景に明るい人材を配置することが適当である。</p> <p>他方、運用体制については法律において詳細を定めるべきではなく、各事業者の自主的な判断に任せるべきとの意見もある。こうした意見に鑑みれば、プラットフォーム事業者の自主性や負担に配慮し、前述の人材配置は、日本の文化・社会的背景を踏まえた対応がなされるために必要最低限のもののみを求めることが適当である。</p>	<p>「我が国の文化・社会的背景に明るい人材」とは、具体的にどのような者を指すのか。また、人材配置に関する「必要最低限のもの」とは、具体的にどのようなものを指し、どのように判断するのか。人数で判断するのか、個別の人材の質などで判断するのか。</p> <p>また、「日本の文化・社会的背景を踏まえた対応」とは、具体的にどのような対応を指すのか。</p> <p>「必要最低限のもののみを求める」としているが、これらを法的に義務付けるのであれば、その立法事実や法律事項とすべきものかといった点を慎重に検討すべきであるとともに、内容についても明確かつ合理的なものとする必要がある。</p>
--	--

4 申請の処理に関する期間の定め	
(該当箇所)	(意見)
<p>「一定の期間」の具体的な日数については、アンケート結果によれば、プラットフォーム事業者による不対応が一週間より長い期間続いた場合に許容できないとする人の割合が8割超に上ること、誹謗中傷等の権利侵害について事業者が認識した事案においては実務上一週間程度での削除が合理的であると考えられること等を踏まえれば、一週間程度とすることが適当である。ただし、刻々と変化する情報通信の技術状況に鑑みれば、期間を定めるに当たっては、一定の余裕を持った期間設定が行われることが適当である。</p>	<p>「一週間程度が適当」とする根拠の1つとして、アンケート結果が示されているが、事業者側からの声や実態が反映されておらず、これのみを基に期間を検討することは適当でない。</p> <p>また、「実務上一週間程度での削除が合理的」としているが、注に記載されている、いわゆる楽天チユッパチャップス事件では、8日間での削除が合理的な期間内での対応と判断された一方で、これを超えた場合に直ちに不合理であるとの評価を受けるのかどうかは必ずしも明らかでないと認識しており、あくまで参考に過ぎない。</p> <p>「一定の期間」の具体的な日数を検討するに当たっては、この「一週間程度」に囚われることなく、事業者側からも実務・実態を聴取した上で、慎重に検討すべきである。</p>

6 対象範囲	
(1) 対象とする事業者	
<p style="text-align: center;">(該当箇所)</p> <p>「第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」の対象とする事業者の範囲については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ(拡散の速度や到達する範囲、被害回復の困難さ等)、事業者の経済的活動(特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的負担の問題)や表現の自由に与える影響、削除の社会への影響等を踏まえ、権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のものに対象を限定することが適当である。</p> <p>定性的な要件については、権利侵害情報の流通の生じやすさから、不特定者間の交流を目的とすることに加えて、他のサービスに付随して提供されるサービスではないことも考慮することが適当である。</p> <p>(中略)</p> <p>また、内外無差別の原則を徹底する観点から、エンフォースメントも含め、海外事業者に対しても国内事業者と等しく規律が適用されるようにすることが適当である。</p>	<p style="text-align: center;">(意見)</p> <p>当該規制の対象となる事業者は、「不特定間の交流を目的とするサービス」、「一定規模以上」、「他のサービスに付随して提供されるサービスではない」といった条件が付されるとされている。</p> <p>このこと自体に異論はないが、当該規制が議論されていた際に念頭に置かれ、本取りまじめにおいても想定している事業者・サービス以外に、規制対象となる事業者・サービスが広がることは厳に避けるべきであり、規制対象に関する要件、規定については、立法事実にも照らし、きわめて慎重に検討すべきである。</p> <p>また、海外事業者に対しても等しく規律が適用されるようにしているところ、適用された規律の実効性を具体的にどのように確保するのかという点も重要であり、今後十分な検討が必要であるとともに、現時点で想定される実効性確保の方策等があれば、例示等いただきたい。</p>
第4章 プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律	
<p style="text-align: center;">(該当箇所)</p> <p>「第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」と同様に、「第4章 プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律」についても、プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務を踏まえ、法制上の手当てを含め、プラットフォーム事業者に対して以下の具体的措置を求めることが適当である。</p>	<p style="text-align: center;">(意見)</p> <p>「運用状況の透明化に係る規律」に関して、「法制上の手当て」を含めて「具体的措置を求める」としているが、第4章に記載された各措置には法的義務が想定されるものも含まれるところ、なぜこれらの措置が必要なのか、「迅速化に係る規律と同様に」や「責務を踏まえ」という記載のみでは、その趣旨が十分でない。</p>

	<p>法的義務も含め検討しているのであれば、「透明化に係る規律」がなぜ必要なのか、単に「～と同様に」とするのではなく、立法事実も含め、明確にすべきである。</p>
<p>1 削除指針</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>「削除指針」の策定、公表に当たっては、日本語で、利用者にとって、明確かつ分かりやすい表現が用いられるようにするとともに、日本語の投稿に適切に対応できるものとするのが適当である。また、プラットフォーム事業者が自ら探知した場合や特定の者からの申出があった場合等、削除等の対象となった情報をプラットフォーム事業者が認知するに至る端緒の別に応じて、できる限り具体的に、投稿の削除等に関する判断基準や手続が記載されていることが適当である。</p> <p>その際、削除指針をあまりに詳細に定め公表することにより、悪意ある投稿者によって、削除指針を参考に削除等の対象となることを避けながら投稿するという悪用が行われうるという指摘がある。これを踏まえ、過度に詳細な記載までは求めないことが適当である。ただし、個人情報の保護等に配慮した上で、実際に削除指針に基づき行われた削除等の具体例を公表することで、利用者に対する透明性を確保することが適当である。</p>	<p>(意見)</p> <p>「削除指針」の内容について、「過度に詳細な記載までは求めない」としているが、他方で、「できる限り具体的に」「記載されていることが適当」とされている。</p> <p>この点について、バランスが重要であるが、具体的にどのように担保するのか。</p>
<p>4 運用結果に対する評価</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>プラットフォーム事業者各社は、削除等の取組状況に係る評価と改善について、独自に透明性レポートを公表しているほか、本研究会においても発表を行っている。</p> <p>しかしながら、その評価と改善については、</p>	<p>(意見)</p> <p>「外部からの検証可能性を確保し、客観性や実効性を高める」ためとして、具体的にどのような評価方法を念頭に置いているのか。</p> <p>いわゆるデジタルプラットフォーム取引透明化法のように、事業者には手続・体制の整備や</p>

<p>そもそもその運用状況に関する公表事項が限定的であるため、外部の評価が困難であるとの課題がある。他方、公表事項については、個人情報や秘匿性の高い情報を守る必要性等を踏まえて、プラットフォーム事業者における一定程度の柔軟性と裁量が保たれるべきとの意見がある。</p> <p>このため、運用結果に対する評価に当たっては、個人情報や秘匿性の高い情報に対して配慮した上で、外部からの検証可能性を確保し、客観性や実効性を高めることが望ましい。</p>	<p>取組状況の評価・報告を求め、その状況について行政機関や行政機関の下に置かれた有識者会議等が評価を行う仕組みを念頭に置いているとも考えられるが、このような仕組みの下では、事業者に対する行政の指導や措置等の裁量が極めて大きくなることが懸念される。</p> <p>すなわち、事業者に対し、「削除指針」の内容や粒度、指針に基づく取組に関して、行政が評価したり、取り組むべき事項、あるべき指針の内容や粒度を指摘すること等を通じて、事業者が策定する指針や取組の内容が実質的に行政の裁量によって決められ、さらには一定の取組が実質的に義務付けられることとなり、「削除指針」に沿った事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みとなることが懸念される。</p> <p>したがって、当該項目については、上記のような結果につながることはないよう、極めて慎重な検討が必要である。</p>
--	--

第3部 利用者情報の適正な取扱いの確保について

第2章 プラットフォーム事業者における利用者情報の取扱状況のモニタリング結果

3 今後の取組の方向性

(該当箇所)	(意見)
<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業GL第52条第2項等に基づき、デジタル広告分野に限らず、利用者情報の取扱いについて、継続的にモニタリングを行うべきである。 ・上記のモニタリングを行うにあたり、事業者からの情報提供が十分に得られるように、総務省においては、ヒアリング項目や方法の工夫を行うとともに、必要に応じ制度的な対応も検討すべきである。 	<p>モニタリングに関する「制度的な対応」とは、具体的にどのような対応が想定されているのか。</p> <p>仮にモニタリングに関する応答義務を事業者に課すことも想定しているのであれば、その立法事実はもちろん、義務の内容となるモニタリング項目や方法等について、きわめて慎重な検討が必要である。</p>